

## 休業手当等の事業者負担分を支援 **雇用調整支援事業補助金**

- ◇補助内容 新型コロナウイルス感染症により、中小企業の事業主が従業員に対し一時的に休業や教育訓練、出向をさせ、休業手当等に国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金を活用した場合に、市が事業者の負担分を補助します。
- ◇対象者 次の要件のいずれにも該当する事業者
- (1) 市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）で、中小企業基本法上の中小企業であること。
  - (2) 国の雇用調整助成金もしくは緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」とします）の支給決定を受けていること。
  - (3) 国の雇用調整助成金等の支給決定の助成率が 5 分の 4（休業及び教育訓練）もしくは 3 分の 2（出向）であること。
  - (4) 市税等の滞納がないこと。
  - (5) 大垣市暴力団排除条例に該当する法人または個人でないこと。
- ◇補助率等
- 【休業及び教育訓練】  
休業手当、教育訓練中の賃金の **1/5**  
従業員 1 人 1 日あたり 3,000 円を上限とします。  
（国の雇用調整助成金等と合わせた上限額は 15,000 円とします）
- 【出向】  
出向元事業主の負担額の **1/3**  
1 人あたり雇用保険基本手当日額の最高額に 330 を乗じて得た額に支給対象期間の日数を 365 で除して得た数を乗じて得た額から当該労働者に対する出向元事業主の負担額に雇用調整助成金の助成率（3 分の 2）を乗じて得た額を控除した額を上限とします。 ※下線部の額は 7,567 円×対象日数（令和 2 年 9 月 30 日現在）
- ※1 事業者あたり 200 万円を上限とします（休業、教育訓練、出向の合算）。
- ◇対象期間 雇用調整助成金：【休業及び教育訓練】  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日までの期間が 1 日でも含まれる賃金締切期間（判定基礎期間）  
【出向】  
支給対象期のうち令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日までに実施したもの  
緊急雇用安定助成金：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日までの休業日
- ◇申請期間 令和 2 年 6 月 12 日から令和 3 年 7 月 31 日まで ※当日消印有効

◇必要書類

- (1) 大垣市雇用調整支援事業補助金申請書兼請求書（第1号様式）
  - (2) 交付額算出シート（別紙1～4のいずれかのシート）
  - (3) 国の雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
  - (4) 国の雇用調整助成金等の提出書類の写し
  - (5) 市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）であることが分かる書類（法人事業概況説明書の控え、履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控え等の写し）
  - (6) 市税の完納証明書
  - (7) 大垣市雇用調整支援事業補助金からの暴力団排除に関する確約書（第2号様式）
- ※ 申請書の様式は、大垣市のホームページからダウンロードしてください。
- ※ 国の雇用調整助成金等の申請額（4の書類に記載して申請した金額）と支給決定額（3の書類で通知があった額）に差異がある場合は、どのように数値が修正されて支給決定額となったかが分かるように、4の書類を見え消しで修正して提出してください。

◇申請方法

感染拡大防止のため、郵送により次の宛先にご提出ください。

宛先：〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市経済部商工観光課 緊急経済対策担当 ☎47-8596

